

#### 4 調査を中止した事例

平成26年度に受け付けた苦情で、調査を中止したものは次のとおりです。

・調査開始後に調査の必要がなくなったもの（熊本市オンブズマン条例第17条）

調査開始後に申立人自らが、申立てを取り下げられたもの等です。

内容・申立ての趣旨
(1) 道路拡張に伴う用地補償 市は補償金を支払うと約束したが、未だ補償金の支払いがない。そのことに納得できない。
(2) 市営住宅の修理 市営住宅の支柱修理を文書で依頼したが、何の回答もない。そのことに納得できない。

